

## 新旧対照表

○佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱（令和5年2月22日教委告示第5号）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 佐久市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、<u>スポーツ・文化芸術</u>に継続して親しむことができる機会を確保するため、<u>学校部活動</u>の在り方を検討する<u>佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 協議会は、<u>学校部活動</u>の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。</p> <p>（1）<u>学校部活動</u>の地域移行に係る方向性に関する事項</p> <p>（2）<u>学校部活動</u>の地域移行に係る具体的施策に関する事項</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、<u>学校部活動</u>の地域移行に関し必要な事項</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）<u>文化芸術活動を行う者</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5）<u>前各号</u>に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする</u>。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>佐久市教育委員会社会教育部</u>において処理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 佐久市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、<u>スポーツ</u>に継続して親しむことができる機会を確保するため、<u>運動部活動</u>の在り方を検討する<u>佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 協議会は、<u>運動部活動</u>の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。</p> <p>（1）<u>運動部活動</u>の地域移行に係る方向性に関する事項</p> <p>（2）<u>運動部活動</u>の地域移行に係る具体的施策に関する事項</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、<u>運動部活動</u>の地域移行に関し必要な事項</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4）<u>前3号</u>に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>1年とする</u>。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>社会教育部スポーツ課</u>において処理する。</p>

## ○佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱

令和5年2月22日教育委員会告示第5号

(設置)

**第1条** 佐久市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の在り方を検討する佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

**第2条** 協議会は、学校部活動の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 学校部活動の地域移行に係る方向性に関する事項
- (2) 学校部活動の地域移行に係る具体的施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域スポーツ団体の代表者
- (3) 文化芸術活動を行う者
- (4) 市立中学校長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

**第7条** 専門的な事項について協議し、及び検討するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の状況及び結果を会長に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、佐久市教育委員会社会教育部において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年7月23日教委告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行する。